

杵藤西部地区（2市4町）任意合併協議会は 住民投票(太良町)・住民アンケート(鹿島市)のために きちんとした判断材料を示すべきである

2002.9.8

8月20日の新聞に、2市4町で組織する杵藤西部地区任意合併協議会の会合が19日に開かれ、任意協議会委員に各市町から4人の民間委員を加えるとともに、任意協議会設置時期を来年1月末までとし、2月には法定合併協議会に移行することを決めたという記事が載っていました。

「どういうことかな？」と関係者に内容を聞き、8/19任意合併協議会会合の資料も入手し、問題点を整理してみました。

根本に太良町・鹿島市と武雄市・山内町・嬉野町などのスタンスの違い

根本には、合併問題についての関係市町の立場の違いがあります。

太良町・鹿島市の主張---

「法定協議会に入る前に判断材料を示し、合併の是非について住民の意思を問う」

太良町の基本的なスタンスは、百武町長が繰り返し表明しているように、「合併の是非は町民の意思による」ということです。そのために、今年末か来年早々に住民投票を実施する意向を表明しています。鹿島市の桑原市長もかねてから法定合併協議会にはいる前に、市民アンケートによって市民の意思を問うことを表明しています。

住民投票であれ、アンケートであれ、実施に際しては判断材料が示されなければなりません。

たとえば、新しい自治体の名称をどうする、市役所をどこにおく、基金や土地・山林など財産はどうか、税金や公共料金など住民の負担はどうか、議会はどうか-----などということがわからなければ、住民は合併の是非について判断のしようがありません。

太良町が「法定協議会設置前に住民または議会の判断材料として示したい事項」として、「合併の方式、新市の事務所の位置、財産・公の施設、公共料金等の取扱い」の5項目をあげているのはこのためです。

鹿島市の場合もっと多くて、太良町が示した5項目のほか、「町づくりの基本方向性、財政計画、JR長崎本線の存続問題、有明海の漁業振興、水道企業の運営、負担とサービスについて、新市の行政体系-----」など16項目に及んでいます。

武雄市などの主張—「合併の是非は、法定合併協議会の協議のあと決定されるもの」

これに対して、武雄市、山内町は「合併の是非については、法定合併協議会における協議をへて、配置分合議案の議決により決定されるもの」という立場を取っており、「法定合併協議会設置前に具体的に（住民または議会の判断材料として）示す事項はない」という態度です。

嬉野町は、「法定協議の議論を公開し、住民の意向を踏まえ、判断する」という立場で、法定合併協議会設置前に、住民または議会の判断材料として示す「具体的事項なし」という態度を取っています。

ここに、2市4町の合併協議に臨む立場の違いがはっきりしています。

太良町や鹿島市の立場は、「法定合併協議会設置前に住民投票またはアンケートによって住民の

意思を問いたい。住民に一定の判断材料を示す必要があるので、任意合併協議会の段階で合併の主要項目については協議してほしい」ということです。

武雄市、山内町、嬉野町などの立場は、「法定合併協議会に入る前に、具体的なことを示す必要はない。早く法定合併協議会を設置して実質的な合併協議に入りたい」ということです。

太良町・鹿島市の主張が住民自治という点から見て当然

「法定合併協議会」は、このホームページでも繰り返しかえし明らかにしてきましたが、「合併するかどうか」という議論を「合併してどんな自治体をつくるか」という議論にすりかえるマジックボックスのようなものです。法定合併協議会が設置されたところでは、合併に対する疑問は議論の対象にもならないという話しをよく聞きます。

もちろん、熊本県苓北町が「天草2市9町合併協議会」から離脱したように、法定合併協議会設置後も合併協議から離脱することは可能です。また、最後の「配置分合議案」の議決にさいして、議会が「こんな悪い条件では合併できない」と議案を否決することは可能ですが、法定合併協議会が「マジックボックス」として利用されているという事実は良く見ておかなければなりません。

そういう点から見ると、私は、太良町や鹿島市の主張の方がまともだと思います。

8/19 協議会での妥協

8/19 協議会の記録から、各市町のあいだで以上のようなやりとりがあったことをうかがいしることができます。

武雄市などは「法定合併協議会設置前に具体的なことを示す必要がない」理由として、「任意協議会の合意事項が法定協議会の議論の前提となる保証はなく、二重に議論せざるをえない場合がある」ということをあげています。そこで、妥協としてまとまったのが次の2点です。

- ・ 現在、首長、議長、助役で構成する任意合併協議会委員に、各市町の学識経験者4名（議会代表をふくむ）を加えて具体的な議論に入る。

（文書になっていませんが、任意合併協議会でくわえる4人の民間委員は、法定合併協議会の委員にそのまま横滑りし、任意合併協議会での合意事項が法定合併協議会でひっくり返されないように担保するということが、合意されているようです）

- ・ 任意協議会設置時期を来年1月末までとし、来年2月をめぐりに法定協議会に移行する。

この措置で任意協議会は実質的には法定合併協議会に近い性格を持ってきたこととなります。

今後の任意合併協議会の議論

それぞれの市町から4人の民間委員を加えた任意合併協議会は、任意合併協議会の段階で太良町が求める5項目、鹿島市が求める16項目のうちどれを協議の対象にするかということをもまず協議をすることになります。

次に、それらの項目の内容について---たとえば、合併したらどこに役所を置くか、各市町の財産・借金をどうするか、水道料をどうするかなどを協議することになります。

ある関係者は、「10月から11月にかけて精力的に協議したい」と語っていました。

太良町は、8/19 協議会では住民投票を来年1月に実施する考えを示しています。鹿島市は、今年12月に住民説明を行い、来年1月に住民意向調査（アンケート）を実施する考えを示しています。

太良町は、そのまえに、町議会で住民投票条例を制定することになります。

任意合併協議会の今後の運営について---

以上が、8/19 任意協議会での協議の内容と今後の大まかな流れですが、私がこれらの動きのなかで感じ取ったこと、求めておきたいことは次のような点です。

武雄市などは、太良町・鹿島市の立場を十分に尊重すべきである

まず、法定合併協議会の設置を急ぐ武雄市、山内町、嬉野町などの態度が気になります。

これらの市町の合併協議の進め方については、それらの市町の住民自身が問題にすべきことなので、ここではあえてふれることはしません。しかし、住民の意思を十分に尊重して合併問題に対処しようとする太良町の方針に否定的な影響を及ぼすのは見逃すわけにはいきません。

私は、武雄市などが住民投票あるいは住民アンケートの結果によって合併の是非をきめるという太良町・鹿島市の立場を十分に尊重することを求めたいと思います。太良町・鹿島市などが主張しているように判断材料を示すための協議に努力すべきです。

太良町・鹿島市は住民投票・アンケートで住民の意思を問うという立場を堅持すべきである

次に、太良町や鹿島市は「合併の是非は住民の意思にしたがう。住民投票・住民アンケートを実施する」というこれまでの方針を堅持することです。

合併問題で住民投票を実施することについては、総務省、県などからの圧力が考えられます。「何も住民投票までしなくとも---」という声の一部に出始めたのではないかと気になります。

住民投票の実施は百武町長が町議会や町民懇談会で繰り返して表明してきた公約であり、町長の政治生命にかかわる問題です。住民投票を実施させまいとする圧力、回避しようとする日和見に抗して住民投票を実現するためには、「住民投票を実施せよ」という強力な町民世論と運動が必要だと痛感しました。

太良町は町民の要求をあくまで主張すべきである

住民投票あるいはアンケート実施前に、その判断材料になることを任意合併協議会で協議し、一定の方向を打ち出すことはそれ自体大変なことだと思います。

それは、市役所の位置、財産の取扱い、税や公共料金など太良町民・鹿島市民にとってマイナスになることは住民投票前にはっきりさせたくないという気持ちがどうしても働くからです。

また、「市役所の位置については、当分のあいだ武雄市と鹿島市に機能分担して設置し、合併後新庁舎の位置を検討する。水道料は当分の間、旧市町の負担を上回らないものとし、2～3年後に調整する」などという玉虫色の結論では判断材料になりません。

太良町民の合併についての心配は、役場や町議会がなくなって人口も減り、さびれてしまうこと、国民健康保険税や水道料が値上がりすること、これまで太良町が独自に実施してきた健康づくり、農林水産業などの施策の継続が保証されないこと、太良町の基金が武雄市や鹿島市の借金の穴埋めにまわされることなどです。

今、太良町に求められているのは、たとえば「県下一安い水道料を高くすることはゆるさない」「町民の健康づくりに力を入れているおかげで他市町にくらべて国保税を低く押さえることができる。この成果を台無しにすることは絶対に許さない」という姿勢ではないかと思います。町民の心配や要求を任意合併協議会の場で粘り強く主張すべきです。

天草2市9町合併協議会を離脱した苓北町の主張を町のホームページで見ましたが、(火電設置による税収のおかげですが)豊かな財源を背景に実施している町民への高サービスは一歩も後退さ

せないという町の強い意思を見ることができました。これに大いに学ぶべきです。

玉虫色の結論をうけいれて、あとで「しまった」ということに絶対にしてはなりません。

なし崩しに法定合併協議会に移行すべきでない

こういう難しい問題ですから、場合によっては、来年1月末までに住民投票の判断材料になるようなまとまったものは出てこないということも考えられます。そのときどうするかです。

結論が出ないからといって、2月1日を期して法定合併協議会に移行するなどということは絶対にしてはなりません。いったん法定合併協議会のルールに乗ったら、身動きが取れなくなり、住民投票を行うタイミングを失ってしまう危険があります。

太良町としては、いずれにしても、来年1月末までに住民投票を実施すべきです。

一定の判断材料が出ればそれをもとに町民の判断をあおぎ、判断材料が出なければそのこと自体を材料にして町民の判断を仰ぐべきです。

太良町を代表する4人の民間代表の人選は慎重に

こうなると、任意合併協議会に加えることになった4人の民間委員の人選が大切になってきます。以上述べたような太良町の立場、7月の住民懇談会などで表明された太良町民の疑問や意見を代表して述べることのできる人でなければならないと思います。

住民運動で太良町民の意思を内外に示そう

以上のようなことから、二重の意味で町民の運動がますます大事になってきたと思います。

一つは、住民投票を確実に実施させるためです。

もう一つは、合併で町民の暮らし、産業、町の将来にマイナスになることは絶対に許さないぞという太良町民の意思を関係市町にはっきり示すことです。

町民のみなさんが、「合併問題を考える太良町民の会」とともに、「合併反対、自立した町づくり運動」に参加していただくよう心から呼びかけたいと思います。

以上